

「平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）」の一部改正案についての意見・情報の募集

平成25年10月21日
農林水産省消費・安全局

この度、平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の一部改正案について、広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、農業資材審議会へ意見聴取することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣は特定農薬（通称「特定防除資材」という。）を指定することとなっており、平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）において、①重曹、②食酢及び③天敵*の3資材が指定されています。

本年9月6日の農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合において、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」を特定農薬として指定することが妥当であるとされるとともに、指定する際に参考となる使用方法等について情報提供することとされました。

については、農業資材審議会への諮問に先立ち、平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の一部改正案等に関して、意見・情報を募集いたします。

※ 昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

意見公募の対象である「平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）」の一部改正案は、このホームページ（電子政府の総合窓口（e-Gov））でご覧いただけます。

また、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室においても配布しております。

3 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出

(2) 郵便 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

(3) ファクシミリ 03-3501-3774

4 意見・情報の提出上の注意

提出される意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・電話番号・E-mailアドレスを、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは、公表する場合がありますので御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。提出いただいた個人情報については、お問合せの回答や確認の御連絡に利用します。なお、これらの情報は御意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。）。

なお、電話での意見・情報はお受けできませんので御了承願います。

意見・情報の募集は、環境省においても同時に実施されております。意見・情報は農林水産省又は環境省のいずれかに提出いただければ、両省において考慮されることとなりますので、同じ意見を両省に提出いただく必要はありません。

5 意見・情報の提出の締切日

平成25年11月19日（郵便の場合、当日必着）※（30日間）

6 公示資料

(1) 平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の一部改正の概要

(2) 平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の一部改正案（新旧対照表）

(3) 特定農薬として指定された資材（特定防除資材）に関する留意事項について（案）

(4) 参照条文